

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN Tammia

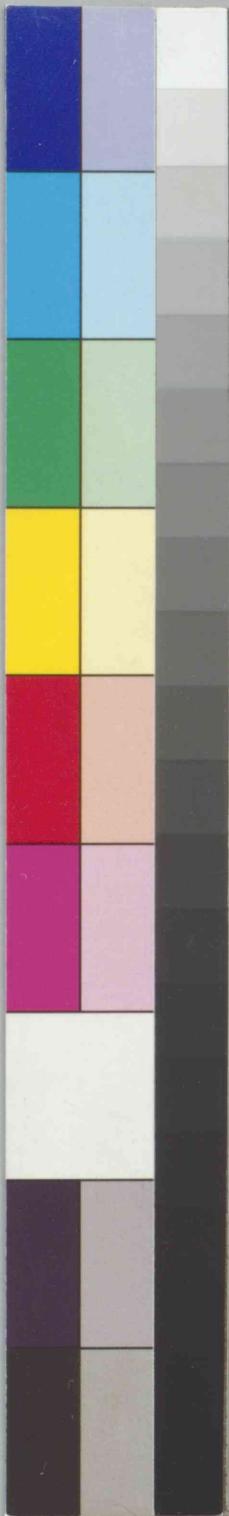
參考

昭和十一年六月

# 米國新銀行法

國政研究會

群馬県立図書館  
中島文庫



6408

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272) 313008番

國政研究會

米國新銀行法

參 考

昭和十一年六月十二日

# 米國銀行法

## 米國新銀行法

### 目次

#### 次

#### 前言

一、二、三、四、五

#### 結論

一九三三年の緊急銀行法 (Emergency Banking Act of 1933) ..... 五

一九三三年の銀行改正法 (Banking Act of 1933) ..... 一

一九三五年の銀行改正法 (Banking Act of 1935) ..... 一

一 前 言

一九三三年三月の米國金融恐慌は、其の金融制度及立法の上に大なる改革を齎すこととなつた。而して銀行及證券に關する制度及立法上の改革の如きは、其の最大るものと認めらるるものである。一九三三年三月の金融恐慌は、米國に於ける銀行其他の金融制度並に證券の發行及取引制度の弱點缺陷を最も遺憾なく世に公示せるものにして、之に適當なる改善を加へ、健全なる銀行其他の金融制度並に證券の發行及取引制度を確立し、取引の安全及公衆の保護を徹底的に期することは要急の問題として衆人の望む所でござる所であつた。

是に於てルーズベルト大統領は、其の就任早々之れが對策に奮心し、其の結果として制定を見たるもののが、即ち一九三三年の緊急銀行法、一九三三年の銀行法、一九三五年の銀行法及一九三三

年の證券法、一九三四年の證券取引法等に外ならぬ。尚之に關係

を有レスは之に附屬附隨して制定せられたる法律としては、一九

三四年の銀行預金保險法、*Extension of Period during which Government Banks*

*may be used as Collateral for Federal Reserve Notes (1934)*、*Direct Federal Reserve*

*Bank and RFC (Reconstruction Finance Corporation) Loans to Industry (1934)*、

*Continuance of Reconstruction Finance Corporation (1934)*、*Federal Credit Union*

*Act (1934)* 及 *Corporation of Foreign Bondholders Act (1933)*等を擧げ得る。

大凡以此等の立法は最初には非常緊急法、暫定法たるの特質を  
最も分に有つてをつたと雖も、之が漸次、米國經濟界の安定的推移  
に伴ひ、常時法化恒久法化の現象を示しつゝあるものにして其の  
結果は法制が著しく公益擁護の強調から中央政府の統制的支配的  
権限の擴大を招來し、在來の地方自治的法制の根柢を動かしてを  
り、從て此等を繞つて現政府の政策に對し是非の批判をも加へら

れつつあるものである。

以下右諸立法の中特に銀行法に關する改正及其の趣旨精神に付  
大要を説明し、併せて之に對する是非の議論に付若干の紹介及論  
評を試みて見たい。

二、一九三三年の緊急銀行法

(一) 元來米國に於ては南北戦争の終末期より歐洲大戰直後に亘りて銀行の設立踵を接し、銀行の著しき増加は必然的に激甚なる競争を誘致し、其の結果は經營の放漫不當、業礎及信用の毀損を來たし、一九二一年以後に至りては三銀行に對し一銀行の割合を以て休業を爲すもの現はあるに至り、之に加へて一九二九年秋以來の深刻なる不景氣は、終に一九三三年の金融恐慌を招くに至つたものである(註一)。

一九三三年三月の金融恐慌はデトロイト市に於ける主要銀行の休業に依りて已に初期の狀態に這入つてをつた(註二)。而して一九三三年二月十四日にはミシガン全州に亘りて八日間の銀行モラトリウムの實施を見、續いて銀行取附は米國各州に蔓延し、同年三月二日迄に前記ミシガン州に倣ひて銀行モラトリウムを實

施し、又は銀行預金の引出其の他の銀行取引に對し嚴重大制限を加へたる州は實に二十一に達し、之にコロンビヤ州を加ふるとさは其の数ニ十二を算するに至つた。斯くの如くにして恐慌は米國財界の権輒たる紐育及市俄古の両市を始め全國各地に波及し、紐育及イリノイ兩州、其他の知事をして全州の銀行臨時休業を命ずるに至らしめ、終にルーズベルト大統領接見式當日には米國全州洩れなく銀行業務の停止並に證券及商品取引所の閉鎖を見たのであつた(註三)。

統計の示す所に依れば、一九三〇年末現在の米國銀行總數は約二萬四千行に達してをつた所、金融恐慌の直後即ち一九三三年六月末には、一四、六〇〇行に減じ、約九千餘行、即ち三十七パーセントの激減を示す。又銀行資産の如きも一九三〇年に、七四、〇〇〇、〇〇〇弁に達したものか、一九三三年に於ては五一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弁

に減少し、約二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弁、即ち三一パーセントの激減を見たのである(註四)。以て金融恐慌の深刻なりしことを窺知することが出来る。

而して、斯る未曾有の金融恐慌に對し、ルーズベルト大統領の行動は實に機敏であつた(註五)。大統領は其の就任と同時に其の態度を明瞭にした上、テネシー選出上院議員ハル氏以下を國務長官其他の閣僚に任命し(註六)。其の翌日、即ち同年三月五日、全米國の各銀行に對し四日間の休業を命じ、且つ國內の使用と輸出の爲めとを問はず、一切金銀の引出若は取引を禁止し、更に三月九日臨時に招集せる七十三議會に緊急銀行法案を提出して即日上下両院を通過せしめたのであつた(註七)。其の所要時間は八時間未滿と謂はれる(註八)。

本稿に於ては、<sup>の</sup>語を銀行又は銀行業と便宜上譯出す

ることとする。但し之は我が銀行法其他の法制に於ける「銀行

(銀行法)よりも廣義に使用せられ、各種の銀行、信託會社其他の金融機関をも包含することは勿論である。

緊急銀行法は立部より成る。即ち次に之を示す(註九)。

### 第一、緊急の権限

#### 第二、銀行保存法

##### 第三、資本増加の爲めの優先株

##### 第四、聯邦準備法の緊急改正

##### 第五、剰當経費

(二) 即ち第一に定むる緊急の権限は、戰爭其の他國民全體の緊急事件の發生に當り、廣き範圍に亘り、特別の権限を大統領に附與せるものにして、一九三三年三月の金融恐慌は *other nations* *Emergency* に該當すべきものと思惟せらるゝ其の内容は、(1)一九三

三年三月四日、即ちルーズベルト大統領就任の日より、同大統領及大藏長官の執りたる措置を確任し、(2)外國爲替及銀行其他の金融機関に依る支拂に関する諸取引、並に金又は銀の輸出、秘藏、鑄瀆し、又は「イママーク」に付免許を與へ若し之を禁止する権限を大統領に附與し、若し之に違背せる者に對しては一〇〇〇〇〇ドルを超せざる罰金又は拾年迄の禁錮に處する旨を定め、(3)又大統領に於て、米國通貨制度の保護上必要なりと認めたるときは、大藏長官は民間に存する總ての金及金證券を政府に提出せしめ、之と引換に、米國法に依り鑄造又は發行せる他の通貨を交付する権限を認められ、(4)尚大藏長官は大統領の承認を経、命令を以て聯邦準備制度加入銀行の營業に付制限を加ふることを許され、若し加入銀行にして之に背反せるとときは一〇〇〇〇ドルの罰金若は拾年迄の禁錮に處せらるる旨を定めたものである。思ふに之等の権限

は頗る廣大にして從來の自治的立法に比し著しく特異性を具有し、吾人は其の理由及根據を緊急事件に對應する迅速適切の處理を爲さしむる必要ありし點に求めなければならぬ。然れども吾人は此の特異性が後述の如く、一九三三年及一九三五年の銀行法改正にも發展移及せられた結果、ルーズベルト大統領の金融統制政策に對し重大なる議論を生ずるに至つたことを記憶して置かねばならぬ(註)。而して之は一九三五年銀行法改正案に對する上院の大修正を見るに至るのである。

(三) 第二に定むる銀行保存法は、預金者たる公衆の利益保護上休業銀行の保存、換言すれば休業銀行の營業再開に付規定せるものにして、之に依り新に銀行保存人の制度を創定した。

銀行保存人は預金其他の債権者の爲めに銀行財産の保存の爲めに必要ある場合に選任を見る。蓋し銀行財産は結局預金者其他の

債権者的一般擔保たるを以て、之れが不法又は不當に處分せらるるは預金者其他の債権者たる公衆の利益を害損するが故に之を防止し且つ斯る休業銀行をして營業を再開せしめ、之を健全銀行に誘導せむとするに在る。

銀行保存人は國立銀行、コロンビア區に於て營業所を有し且つ通貨監督官の監督の下に在る銀行又は信託會社に對し選任を見るものである。銀行保存人は通貨監督官の指揮命令に従ひて、(1)銀行又は信託會社の諸帳簿並に財產を保管し、(2)更に必要ある場合は銀行又は信託會社の營業の處分を爲す迄、其の財產の保存に係る管埋人と同一の權利、權限、並に特權を有するものにして、又通貨監督官は、(1)銀行及信託會社の検査を爲さしめ、(2)必要ありと認むる場合は、銀行保存人の仕務の終結を命じ、若は銀行又

は信託會社に一定の規則に従ひて營業を再開することを許可し、

(3) 銀行保存人に命じて預金者其他の債権者に對し其の金額に應じ預金其他の債務の拂戻を爲さしめ、又(4)銀行保存人が新に預金の受入を爲すに付許可を與へることが出來る。但し斯る新預金は預金者の要求次第其の引出に應ずるを要し、且つ之は現金、米國政府に對する直接債権として他と分離管理し若は聯邦準備銀行に預入するを得ないことは勿論である。聯邦準備銀行が斯る新預金保管の目的を以て銀行保存人より預入を受けたる場合は、別口の預金勘定として之を處理する。(5)以上の外、通貨監督官は休業銀行又は信託會社の改造に付ても各般の權限が附與せられた。即ち休業せらる銀行又は信託會社の營業を再開せむとする場合には其の改造を必要とすることが屢々起るものにして、銀行保存法の定むる所に

依れば、此の場合に於ては先づ、(a) 改造案を作成し、(b)該改造案に對し、預金其他の債務總額の少くとも七十五パーセントへ七十五パーセント中には改造案の實施と共に預金者其他の債権者に支拂ふべき金額を包含せず)に相當する預金者其他の債権者の同意あること證する書面、並に(又は)株式資本總額の三分の二に相當する株主の同意書を取締め、尚(3)通過監督官に於て改造案が預金者其他の債権者及株主に對し公正衡平にして且つ公益に合致すると認むる場合に初めて通貨監督官は、之に對し認可を爲すものである。

元來ルーズベルト大統領の政策は、公共政策、公益保護の強調に重點を置くものにして、故に已に銀行保存法に於ても上述の如く、公正衡平又は公益合致の如き原則的規定を明かに定むる所があるは注目すべき點なりと謂はねばならぬ。之を要するに銀行保存法

に依る銀行又は信託會社の改造は、預金者其他公衆の利益を保護する爲めに國家の監督及干渉の下に其の營業の再開繼續を爲さしめんとするものに外ならぬ。

斯くの如くにして銀行又は信託會社が、改造案に依る場合と然うざる單純の場合とを問はず、銀行保存人に依りて營業を再開繼續し其の必要なきに至りたるときは、銀行保存人は其の營業を銀行又は信託會社の業務執行機關たる取締役會に引渡し、爰に銀行保存事務の終結を見る。而して銀行保存事務の終結ありたるとときは一定の手續に於て其の旨を公告し、且つ通知を爲すことをする。

尚銀行保存事務に関する細則は通貨監督官か大藏長官の承認を経て之を定むるものにして、其の内容は事務處理の詳細に亘り、之に背反せるものに對しては五〇〇〇弔の罰金及へ又は一年の禁錮に處せらるるのである。

日本に於ける昭和二年の金融恐慌に因り休業せる銀行に對しては、和議法に依る破産外の和議を以て整理せられたものが勘くな。上記米國保存法も我が和議法に依る破産外の和議と趣旨及手續に於て類似の點多く、銀行保存人は和議管理人(和議法)に該當す。尤も和議法に於ては和議の認可に因りて和議は終結し、和議條件の履行に付特別の監督機關をさ爲め不便且弊外多しと雖も、銀行保存法に於ては銀行保存人は改造案の認可あるも、銀行保存人は仍ほ引續き改造案の實施其他に付必要と認むる時期迄銀行營業の管理其他を爲すものにして、我が和議法も之に學びて改むべきものと思はる。我が商法改正要綱に依れば商法改正の暁は、會社管理に付管理人即ち *receivers* の制度を採用する方針である(註一)。

(四) 一九三三年の緊急銀行法は、第三には國立銀行が資本増加

の目的を以て優先株を發行するに付新なる規定を設けた。元來國立銀行が營業を再開し、健全銀行としての活動を回復するには、新に資金を要すること勿論なるを以て、緊急銀行法は優先株の發行に依りて其の目的を達成せしめむとしたるものに外ならぬ。即ち國立銀行は通貨監督官の認可を受け、過半数の株主の承認を得たるときは、一種又は數種の優先株を發行することを認めうる。而して該優先株の總額及券面金額に付ても亦通貨監督官の認可を受くることを要し、且つ該優先株は現實に券面金額の拂込ありとする後初めて有效となるものであり、之れが株主は次に示すが如き権利を附與せられた。即ち

(1) 該株主は年六分を超える累積的配當を受くることを得。

(2) 通貨監督官の認可を受けて定められたる所に従ひ、該株主は議決権及変換請求権、並に業務執行を指揮監督する権能を有

し、且つ所定の條件に従ひて其の銷却を受くべきものである。

(3) 該株主は直接個々に國立銀行の債務、契約其他の取引に付責任を負ふものに非ざるは勿論、尚現行法が國立銀行の普通株主に對し課せる資本損傷、補填拂込の責任をも免除せられたるものである。

(4) 該株主は普通株主に優先して上記の累積的に配當を受くることを得。從來發行に係る國立銀行株式は總て普通株のみであった(註十二)。

(5) 國立銀行清算の場合に於ては、該株主は普通株主に優先して券面金額並に経過配當を受くることを得、即ち優先株主に對し券面金額及経過配當の全額を支拂ひたる後に非ざれば、普通株主は何等の支拂を受くる権利を有せざるものである。右に列舉せるが如く、新に發行を認められたる優先株は從來發

行に係る普通株に比し頗る優越的特典を附與せられたるものにして、之に依りて其の發行を容易且つ有利ならしめ、以て國立銀行の新資金獲得、從て其營業の再開を良尊せむとする趣旨精神に外ならぬ。而して營業の再開、健全銀行としての業態回復は他方に於て延て普通株主の利益ともなること勿論なるを以て、此の點より見るときは優先株の發行が普通株にも終局的利益を齎らす結果となり、別段其の利益を害損すると謂ふを得ない次第である。

新資金の獲得を容易ならしむる途を拓きたりと雖も、未曾有の金融恐慌直後市場極度に沈衰せる場合に於て之を發行し、直に十分なる實績を收むること勿論困難なるは明白なりしを以て、更に進んで此の點に付便法を規定した。即ち金融救濟特設機関たる

Reconstruction Finance Corporation (N.Y.C.-RRFC) 3

以下之に從小) よりの補充的援助が是れである。

このことは今時の米國金融恐慌の救濟及其の産業回復に極めて重  
要なる役割を演じたる特設機關にして、元來之は一九三二年二  
月二日前フーバー大統領に依り一般經濟復興の爲め五〇〇、〇〇  
〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、  
ベルト大統領は漸次之れが機能を擴大し、休業中又は清算中の  
銀行、信託會社、其他の金融機關に對し資金の融通を爲す外、  
直接又は間接に工業其他の產業に融通を爲し米國產業復興を助  
成したるものにして、一九三二年二月より一九三四年四月迄の  
間に融通せる總額は五、一三九、四三〇、三七八萬に達し、内三、七九  
五、三九〇、三八七萬は會社、個人等に貸出され、残額一、三四四、〇六  
四、九九二萬は政府代行機關、窮民救濟の爲に振向けらるゝ、會社  
の内銀行、信託會社、其他の金融機關に貸出されたる實際金額

は、一、五五二、九一九、九〇三弔に及むだ。而して銀行、信託會社其他への融通金額の内四九一、五九五、六九九弔は休業中のものに對する改造資金若は清算資金であつて、其の中一四五、三五ニ、五九三弔の回収を見てをる(註一三)。

一九三三年の緊急銀行法に依ると、大藏長官より大統領の承認を得て請求あるときは、アコは國立銀行の優先株募集に付援助を爲す爲めに出動を爲す。援助の方法はニッ定められた。即ち一は國立銀行の發行する優先株を引受けけるものにして、他は該優先株を擔保として貸出しを爲すに在つた。之に依ると國立銀行が優先株を發行するも其募集成績面白からずして所要の資金を調達するに困難なる場合、又は斯くの如く困難なりと豫測せらるる場合は大藏長官の發動に因りてアコが優先株の全數若は應募不足數を引受け、又は之を擔保として資金を融通し、以て國立銀行をして

兎に角所要資金調達の目的を達成せしむることと爲したるものに外ならぬ。而してアコが之れが爲めに新なる資金を要するときは、右緊急銀行法に依り之に充分なる金額の社債其他證券の發行、又は政府よりの借入金を爲すこと許された。尚又アコは斯くの如くにして一旦國立銀行の優先株を引受け又は擔保權の執行に因り取得するも、之は適當の時期に於て公衆に譲渡し、其の援助の任務を完了すべきものなるを以て、緊急銀行法は更に之に付規定を設け、斯る譲渡に關する手續は、大藏長官の命令を以て別に細則を設くることとした。

尚以上の外緊急銀行法は併せて州立銀行又は信託會社に對する、アコの援助的救濟に付ても規定を設けた。即ちアコは、國立銀行に對すると同様に、大藏長官より大統領の承認を得て請求あるときは、州立銀行又は信託會社の優先株を引受け若は之を擔保

として資金の融通を爲すことと認められたのである。其の趣旨は

國立銀行に對する場合と全く同一である。然し乍ら州立銀行及信託會社は國立銀行と異なり各州の立法に依り設立せられたるものにして、各州の立法は必ずしも劃一的、統一的に非ざるを以て、各州の中には其の州法に依り優先株に對し二重責任へ二重責任とは銀行、信託會社の如き信用を基礎とする公益事業を營む會社に於て屢々見るものにして、株主は株式券面金額の拂込を爲す責任を有する外、資本減損其の他の場合に於て債券者に支拂ふ資金を要するときは、更に券面金額に相当する金額の範圍に於て拂込を爲す義務を負ふを謂ふ。結局券面金額の二倍に相当する拂込の責任ある場合なり一を免除せざるものあり。此の場合に於ても仍ほ丙のをして優先株式の引受を爲さしむるときは丙は結局之に依りて券面金額に二倍する責任を負ふこととなり、過當に失す勿論である。

るを以て、緊急銀行法は斯る場合には丙のは優先株の引受を爲さざるものとし、之に代へて必要ある場合は、斯る州立銀行又は信託會社の社債其他の債券を買入れしめ、之に依りて斯る州立銀行又は信託會社にして所要の資金を取得せしむることと定めそへ（一九三三年三月二十四日改正）（註二四）。尚右の場合に於ても丙のが斯る州立銀行又は信託會社の優先株を擔保として資金の融通を爲し得るや否やに付て緊急銀行法に明文を缺くと雖も、二重責任ある優先株の引受取得を認めざりし趣旨よりすれば之を消極に解すべきもののかく思はる。又丙のが買入れたる州立銀行又は信託會社の社債其他の債務を適當の時期に於て公衆に譲渡するに付ても緊急銀行法に明文がない。然し乍ら之は上述優先株の譲渡と同趣旨を以て譲渡し得ることは勿論である。

丙のは上述の如く緊急銀行法の定むる所に従ひ、其の施行の

日より一九三四年四月三十日迄に、三、二七八の銀行及信託會社の優先株六五九、三八〇、〇〇〇ドル、ニ四五ニの銀行及信託會社の社債（無擔保）二ニ五、八一一、〇五〇ドル、並に一八三の銀行及信託會社の其の他の債券類一六五、七九〇、〇〇〇ドルの引受け若は買入取得を命ぜられて契約を爲し、其の内六四〇、〇三三、ニ九ニ二ドルを現實に引取つたものである（註一五）。

（四）一九三三年の緊急銀行法は更に第四として聯邦準備法の緊急改正を行つた。是れ各聯邦準備銀行に對し確實なる有價證券を引當として聯邦準備銀行券の發行を認め、之を以て銀行、信託會社其他の會社、個人の救濟資金貸出に當らしめたものであつた（註一六）。爰に各聯邦準備銀行が新に發行することを認められた聯邦準備銀行券は、（1）合衆國政府の公債其の他直接債權若は（2）聯邦準備法の定むる所に依り取得することを許さる手形類を引當とするこ

とを要し、且つ合衆國公債其他直接債權を引當とする場合に於ては、該公債其他直接債權の額面金額に相當する金額迄聯邦準備銀行券の發行を許され、又右手形類を引當とする場合に於ては、該手形の評價金額の九十パーセントを超える金額迄、聯邦準備銀行券の發行を許されたのであつた。而して斯る聯邦準備銀行券の發行、銷却、廢棄、代り銀行券の發行並に引當有價證券の引出若是交換等に関する細則は、大藏長官が別に之を定めたものであつて、其の發行税は國立銀行券へ合衆國二分利公債を引當とする場合に於て一發行の例に準せられた。

以上述べた聯邦準備銀行券の發行が非常臨時的のものにして、緊急事情の解消に至るまで暫定的に認められたに止まることは申す迄もない。

次に聯邦準備銀行は、上述の如く一方に於て銀行券發行の非常

臨時的權能を附與せられたと同時に、又他方に在りては銀行、信託會社、會社、組合又は個人に對し非常應急の貸出を爲す權限を與へられた。即ち聯邦準備銀行は非常臨時的に認められた銀行券の發行に於て銀行、信託會社其他に對し非常應急の救濟融通を爲すことを命ぜられた譯である。而して茲に聯邦準備銀行に命ぜられた非常應急貸出は之を三種類に分つことが出來る。即ち其の一は組合銀行に對する貸出、其の二は組合外の州立銀行及信託會社に對する貸出にして、其の三は廣く個人、組合又は法人に對する貸出に外ならぬ。

聯邦準備銀行の組合銀行に對する應急貸出は、組合銀行が手形の再割を來むるに確實なる擔保物を有せざる場合に、聯邦準備局の定むる所に従ひ、組合銀行振出の期限附又は要求拂手形を引當として融通せらるるものにして、其の利息は聯邦準備銀行の普通

の貸出利息より少くとも年一パーセント高なることを要した。又組合外の州立銀行及信託會社に對する貸出は、總て確實なる擔保物あることを要し、聯邦準備銀行に於て申込を爲せる州立銀行又は信託會社を充分調査し、更に申込書には之を管轄する州の銀行監督部の許可を要した。夫れから斯る州立銀行又は信託會社が聯邦準備銀行より融通を受けたる間は、聯邦準備銀行の組合銀行（州立）と同様の取扱を受け聯邦準備法の定むる所に従はねばならなかつた。但し聯邦準備銀行株を所有する必要へ組合銀行は聯邦準備銀行の一定株を所有するを要したことはなく、單に所要の準備残高（預金）を聯邦準備銀行に存して置けば差支なかつた（一九年三月四日追加）（註十七）。尚個人、組合又は法人に對する貸出は、是又聯邦準備局の定むる規定に従つて、合衆國公債其他の直接債権を擔保とし、其の約束に對して融通せらるるものにして、其の期限は九

十日以内とし、其の利息は聯邦準備局の意見に依つて時々定めらるるものであつた。

斯くの如く聯邦準備銀行をして、<sup>二八</sup>暫定的乍ら、組合外の州立銀行、信託會社、更に又廣く個人、組合、法人に對して資金の融通を爲さしむるに至りしことか、是れ全く公益保護上の緊急必要に出でたるは論を俟たざる所なりと雖も、之に依りて令衆國政府が聯邦準備銀行を通じ、組合外の州立銀行、信託會社其他に對しても亦指揮干涉を爲す途を拓き、其の所謂 *open market operations* に關する權能を擴大強化するに至つたことは充分注意するを要する（註一八）。

（六）尚最後に割當経費二〇〇〇〇〇〇。井は、本法施行の爲めに軍に大統領の指揮と認定とに依りて支出すべき事務費に止まるとして爰に特に説明するを要せぬ。

之を要するに緊急銀行法は健全銀行に對し營業を再開せしめ、且つ其の資産を流動化して所要の資金を調達することを容易迅速ならしめ、併せて一般の個人組合、法人に對しても直接貸出の方法に依つて應急資金を獲得する途を拓く趣旨に外ならなかつたのである（註一九）。

### 三、一九三三年の銀行改正法

(一)

斯くの如くにして緊急銀行法の制定及運用に依て一刃の並に聯邦準備銀行の應急措置が效を奏し、先づ聯邦準備銀行の組合銀行が大藏長官の認可を得て逐次營業を再開し、尋で組合外の州立銀行、信託會社も亦之に倣ひ、米國の財界は先づ危機を脱するを得たことは世人の記憶に新たなる所である。

然れども上述の緊急銀行法は、既に指摘せるが如く、非常應急の立法たるに止まりしき以て、更にルーズベルト大統領は其の根本的改善を怠りだ。是れより先き一九三二年四月に、上院の銀行及通貨委員會に於て證券取引所、證券發行を營業とする銀行、金融業者、其他の調査が開始せられ種々の *sensational* なる調査結果を發表したりしが、ルーズベルト大統領は之に支持を與へて新銀行改正法案を立てたものが、即ち所謂 *Glass-Steagall* 法案に外ならぬ。

らぬ。Glass-Steagall 法案は直に両院を通過し、一九三三年六月十六日<sup>ミミ</sup>に法律となつた。是れ一九三三年の銀行法と稱せらるるものである。

一九三三年の銀行法が米國銀行其他金融制度の缺陷を改めをる點は實に尠くない。今同法が其の制定の目的として掲ぐる所を見ると、

るに、

(1) 銀行の資産を更に安全且つ有效に使用せしむること

(2) 銀行間の統制

(3) 銀行の資金を投機的取引に充用するを防止すること等

にして、既にも言及せるか今回の金融恐慌が結局、銀行資産及資金の投下及運用が不健全且つ投機的なりしこと、並に銀行間の充分なる統制を缺きたることに歸因するが故に、一九三三年の銀行法改正は其の目的を之れが改善に置きたることは實に當然と謂はねばならぬ。然し乍ら是れ亦屢々説せらるか如く上述緊急銀行法に於

て、緊急非常時の暫定的に認められた中央集權的金融統制の機能か、此の一九三三年の銀行法改正に依りて早くも恒久的常時的化せむとする傾向を見たることは看過するを得ざる事象と爲さなければならぬ。

而して一九三三年の銀行法が規定する主要の點を擧げて見ると、(1)組合銀行に対する監督及統制、其他聯邦準備法の改正、(2)聯邦預金保険會社の設立、預金保険、其他同社の権限及義務、(3)組合銀行其他諸銀行に加へた制限其他である。以下其の大要に付説明して見る。

(二) 一九三三年の銀行法は、第一に聯邦準備局及聯邦準備銀行、一組合銀行に対する監督及統制の強化に注意を拂つた。即ち先づ聯邦準備局をして聯邦準備銀行より組合銀行に対する資金融通の細則を適當に設けしむること、し、且組合銀行が本銀行法及右細

則に反して其の信用を投機的目的に濫用した場合に於ては、聯邦準備銀行に該組合銀行に對する資金融通上の特典を取上ぐることを許した。又聯邦準備銀行をして組合銀行が有價証券、不動産又は商品に付投機的取引を爲しをるや否やを確知せしむる爲に、組合銀行に對し常に其の貸付及投資の内容を聯邦準備銀行に報告すべきことを命じ、聯邦準備銀行は常に斯る報告に注意し、若し組合銀行の貸付又は投資に投機的なりと認むべきものあるときは、直に該組合銀行に對する融通を拒絕し且つ其の顛末を聯邦準備局に報告することを要する。又聯邦準備局は州法に背反し又は不健全なる經營を爲す組合銀行の役員を解任することをも許された。尚又公社債、株式を擔保とする組合銀行の貸付に付、次の範囲に於て之と組合銀行の資本金及剩餘金との比率を決定する権限を聯邦準備局に與へた。即ち一個人に對する貸付は、組合銀行の資本

金及剩餘金の一割を超えること、如何なる場合に於ても證券思惑取引を爲す者に對しては貸付を爲すこと能はざること並に必要ありと認むるとときは一年を超える期間、斯る證券擔保貸付の新規増加を抑止することを認められた。

既に一言した通り、一九三三年の金融恐慌の主要なる原因が銀行資金の投機的使用に在りしに鑑み、斯くの如く新銀行法は組合銀行が投機的思惑を以て其の信用を濫用することを防止するに努めたのである。

次に一九三三年の銀行法は、聯邦準備銀行の組合銀行たるべきもの、範囲を擴大した。即ち「モリス」式銀行又へ之に類似の金融組織も亦該組合銀行たるの資格を初めて認めた。又相互貯蓄銀行も、其の剩餘金及未配當利益が國立銀行設立に要する資本金額に相當する金額を下らず、且又其の預金債務額の十分の大ペーセン

トに相當する聯邦準備銀行株を引受け所有する場合には、是れ亦聯邦準備銀行の組合銀行たることを認めたのである。此の場合に於て州法が相互貯蓄銀行に對し株式取引きを禁止してをるときは、之と同額の預金を聯邦準備銀行に爲せば足る。一九二三年の金融恐慌に鑑み、モリス式銀行、相互貯蓄銀行等も亦聯邦準備銀行と密接なる關係を維持せしむるに依て聯邦準備局並に同銀行は此等の金融機関に對する監督及統制力を強化したのである。

更に一九三三年の銀行法は組合銀行たる州立銀行に對し、國立銀行と同様の權能を許し、且つ同様の制限に服せしめた。即ち組合銀行たる州立銀行は國立銀行と同様の條件に從て其の支店を開設することを得。同系會社を有する場合に於ては、國立銀行におけると同様に之を聯邦準備銀行並に聯邦準備局に報告を爲すを要

し、公債、社債及株式等の賣買若は引受受を爲し又は之を所有するに付ては後述の如く同立銀行と同様の制限に従ふことを要し、其他株券及持株會社(州立銀行株式)等に付ても亦國立銀行に對すると同様の制限を加へたのである。元來州立銀行は各州法に依り設立せられたものであつて、之に對する各州の取締が區々であるのみならず、之と聯邦準備局及聯邦準備銀行と緊密なる關係を有するに至らざるものがあつたから、新法に依り州立銀行にして組合銀行なるものは、各州を通じ之を國立銀行並に統一し且つ之に對する中央統制の紐帶を強化擴大したものに外ならぬ。而して州立銀行にして未だ組合銀行に屬せざるものも、其の資金融通を受ける必要其他から聯邦準備銀行の組合銀行となるに至り、斯くして州立銀行は原則として總て國立銀行と同様に中央統制下に服することとなつた次第である。

他の關係に付ても注意を拂ひ、之は聯邦準備局の特別監督の下に置くこととした。即ち米國金融の監督統制上外國銀行に對しても其の權限を擴張したのであつた。

更に一九三三年の銀行法は米國の中央統制金融機關たる聯邦準備局聯邦準備銀行に関する規定を改め、斯る中央統制機關の統制工作に對し、中央政治力の干與を強大ならしめた。即ち大藏長官として聯邦準備局の會議を主宰せしめ、且つ聯邦準備局委員中大統領の指名に因り選任せらるる者の任期十年を十二年に延長した。斯くの一九三三年の銀行法は國立銀行、州立銀行其他の金融機關を聯邦準備局及聯邦準備銀行の統制下に置き、更に聯邦準備局及聯邦準備銀行は、之を中央政治力の指揮に服せしむるものであつて、此の點は別に説明する通リ一九二五年の銀行法改正に際

し重要な政治問題となり、終に大藏長官を聯邦準備局會議に干與せしむることは、通貨監督官の夫水と同様に、中央統制金融機關の独立性を奪ふものとして、兩者が聯邦準備局に干與することを廢したのである。

更に又一九三三年の銀行法は、所謂「オーブン・マーケット・オペレイションズ」に付規定を新に設けた。即ち新に *Federal Open-Market Committee* を設け、各聯邦準備銀行より一名の委員を選出せしめ、委員會は少くとも三ヶ月毎に之を開きて金融市場操作に関する協議を爲すものであつて、其の議が纏まれば之を聯邦準備局に報告し、聯邦準備局に於て之を適當と認むると、は各聯邦準備銀行をして之れに基きて金融市場操作を爲さしむるものである。而して各聯邦準備銀行は斯る協議に依て定めたものに依るのみでなく、市場操作に從事することを得ざること勿論であり、若し聯邦準備銀行

ガスる金融市場操作に参加することを放せざる場合は、其の旨を

Federal Openmarket Committee に届出しあることとした。

尙從來聯邦準備銀行の純利益にして配當支拂に要するものを超過する金額は、之を設立免許税として合衆國政府に納附せらるが、一九三三年の新法は之に代へて斯る超過金を剩餘（利益）金中に差入され置くこととした。

(三) 次に一九三三年の銀行法は、新に聯邦預金保険制度を創設した。即ち新に聯邦預金保険會社を設立し、之をして各組合銀行其他の預金を保険せしめたるのである。蓋し一九三三年の金融恐慌が銀行に對する信用の減滅に因て所謂取附けを惹起し、其の結果は却て更に大なる程度に於て預金者たる公衆の利益を害損したに鑑み、之れが保険制度を設け、右信用の減退を補填し、公衆一般の利益を擁護せしめむとする趣旨に外ならぬ。

聯邦預金保険會社の任務とする所は、組合銀行の預金に付預金者の爲めに保険を為し、且つ休業組合銀行の資産を買入れ、所有し且つ之を換價清算するに在る。先づ前者、即ち組合銀行の預金保険に付次に大要を述べることとする。

聯邦預金保険會社の保険する預金は、一九三四年七月一日以後に於ける組合銀行の預金、並に一九三四年七月一日以降、一九三六年七月一日（後之を一九三七年七月一日に延長す）に至る間に於ける組合外銀行（但し聯邦預金保険會社のA種株式を所有するものに限る）の預金であつて、保険に附する金額は左の割合に依る。

(1) 預金一〇、〇〇〇〇弗迄は 一〇〇%

(2) 預金一〇、〇〇〇〇弗より五〇、〇〇〇〇弗迄は 七五%

(3) 預金五〇、〇〇〇〇弗を超過するときは 五〇%

但し同一の預金者が同一の銀行に對しニ口以上の預金を有すると

きは、之を合算し一口として取扱ふ。尚一九三四年一月一日より同年七月一日（後之を元三五年）迄の間は預金保険假制度として假聯邦預金保険基金を取扱えず設定し、各組合銀行並に健全なる組合外銀行より基金を取出せしめて少額預金へ最初二、五〇井なりしも後に五〇〇井に増額す）の保険を爲さしめたのであつて、之は前述聯邦預金保險會社の設立に伴ひ、一九三四年七月一日（後一九三五年七月一日まで延期す）に會社をして引継かしめた。

次に聯邦預金保険會社は、又休業組合銀行の資産を流動資金化し其の整理に當つた。一九三三年の銀行法は先づ休業國立銀行に付規定を設け、休業國立銀行にては前者に準じて之を爲さしむること、したつである。依て次に休業國立銀行の整理に付大要を説明する

國立銀行にして預金支拂不能の爲め休業し、又は休業を命ぜら

れをるものに對しては、通貨監督官が、聯邦預金保険會社を以て「レシーバー」（管理人）に選任し、聯邦預金保険會社が休業國立銀行の「レシーバー」に選任せられたるときは、直に新國立銀行を設立し、新銀行をして聯邦預金保険會社の保険せる預金債務を受け、更に新規預入の受人其他の業務を爲さしむる手續を履践することを要する。而して聯邦預金保険會社は、其の保険に依る休業銀行預金額に相當する金額の資金を新銀行に融通し、新銀行をして預金支拂の請求に備へしめ、又新銀行が新規預金を引受くるも差支なしと認むるときは、之に承認を與へ新規預金業務を開始せしむるのである。但し斯る新規預金は之を現金にて保管し、合衆國公債に放下し又は聯邦準備保險會社若は聯邦準備銀行に預ケ入札しめることとしたのである。蓋し新銀行は休業銀行の業務引継の途に在て未だ業礎確立するに至らざるか故に、新規預金の保

管方法に細心の注意を拂ひ、公衆の利益擁護を考慮したものに外ならぬ。更に新銀行設立の際業務を執行する役員は、聯邦預金保険會社に於て指名する。

聯邦預金保険會社は其の必要に依り何時にも新銀行の株式を一般に賣出することを得べく、賣出條件及数量は同社に於て適宜之を定むることとなつてきる。但し休業銀行の株主に對しては、優先申込の特典を與へたものに外ならぬ。斯くは新銀行株式の賣出に付優先申込の特典を與へたものに外ならぬ。斯くの如く新銀行の業務が健全に發達し、聯邦預金保険會社に於て一旦引受けたる新銀行の株式を公衆に賣却し、新株主の選任せら取締役に業務を引継ぐと同時に、休業銀行を解散し、其の事務を清算すれば、茲に聯邦預金保険會社の任務は完了を見

る譯である。然るに新銀行の業務に付充分發達の見込かなく、新銀行の株式を賣却出来ざる場合は、聯邦預金保険會社は第二段の工作として新銀行の業務を他の銀行に譲渡し、之に其の業務を引きかしめ、休業銀行整理の目的を達しなければならぬ。然るに又新銀行設立以来二年を経過するも、新銀行の株式を賣却することが出来ず、又其の業務を他の銀行に引継かしむることも出来ざる場合は、新銀行も亦休業銀行と共に解散し、其の事務を任意清算して休業銀行整理を打切つてある。而して斯る場合に於て、聯邦預金保険會社は、休業銀行に対する「レンチバーレンチ」として「レシーバー」一般の事務を執行し得ることは勿論にして、此の外更に新銀行法に依り必要あるときは、自ら休業銀行の資産を買入し所有すること並に之を換價し、自己の債権の擔保として提供せしむることも出来るのであつて、其の权限は頗る廣きに亘ると謂

はねはならぬ。休業州立銀行の整理も亦上述休業国立銀行の整理に準じて之を爲すを要することは既に言及した通りである。

聯邦預金保険會社か斯る組合銀行預金の保険を引受け、且つ休業銀行の整理を遂行する爲めに所要資金を獲得する方法は次の三者に依る

(1) 合衆國政府より資本金として一五、〇〇〇、〇〇〇両の醸出を受くること、

(2) A種及B種株式の賣出を爲すこと、  
社債を發行し其の他の借入金を爲すこと、

合衆國政府の醸出に係る資本金一五、〇〇〇、〇〇〇両は、A種株式と同一の範圍に於て配當を受け得るものであり、A種株式は額面一〇〇両、議決権を有せざる六分配當累積的株式であつて、組合銀行は必ず之を引受くることを要し、又組合外銀行と雖も上述

假聯邦準備預金保険基金の醸出者にして一九三六年七月一日迄に組合銀行となるべきものも必ず之を引受くることを要した。而して其の引受くべき金額は各銀行の預金の二分の一パーセントに相當する金額であつた。

次にB種株式は額面一〇〇両、配當請求権なきものであつて、唯聯邦準備銀行のみが引受くることを要し、其の引受くべき金額は一九三三年一月一日現在の各聯邦準備銀行の剩餘(積立)金の半分に相當する金額であつた(上記の如く各準備銀行が其の配當支拂起過純益金をfranchise taxとして合衆國政府に納入するを止め、専ら之を剩餘(積立)金中に繰りますに至つた點と照合すべきである)。組合銀行たる州立銀行が州法の規定に依り株式の取得を禁止せられてもる場合は、右A號株式の拂込金に相當する金額の預ヶ金を聯邦預金保険會社に對して爲すことを要し、其の預ヶ金はA種株式

と同様の取扱を受けたこととした。

尚、聯邦預金保険會社の預金保険勘定の純借方残高が總A種株主の預金債務合計額の四分の一パーセントに等しき金額となるか又は之を超過した場合は、A種株主は四分の一パーセントの追加拂込を爲すことを要するのである。

又、聯邦預金保険會社は其の資本金の三倍まで社債は又は之に類するものゝ發行を認められた。而して斯ら社債又は之に類するものは其の元利金に対する課税を免除せられた。

尚最後に聯邦預金保険會社の業務執行機関たる取締役會は、通常監督官並に大統領の指名に係る二名に依て組織せられる。私共は茲にも聯邦預金保険會社の業務執行に中央政治力の強き干與を認めざるを得ざる次第である。聯邦預金保険會社が上述した特別の權能の外、會社(法人)としての一般權能をも有することは茲で贅

言する迄もない。又、合衆國の郵便を無料にて使用することも出来る。

聯邦預金保険會社は、毎年其事業報告を合衆國議會に提出することを要する。

(三) 更に一九三三年の銀行法は組合銀行官業の健全化の爲めに各般の制限を之れに課した。以下茲に之を略述する。先づ新法は組合銀行の貸付及投資業務に次の如き嚴重なる制限を加へた。

(1) 組合銀行は其の業務を執行する役員に對し貸出其他信用の貸與を爲すことか出來ない。若し斯る役員が他の銀行に對し債務を負ふ場合には、其の旨を自己の銀行に報告せねばならぬ。

組合銀行は、其の同系會社に對し、貸出を爲すことか出来ない。其の同系會社の株式、社債其他の債券に自己の資金を投下することが出来ない。其の同系會社の債務を保證(擔保)する爲めに一定

の限度（同一系會社の場合に於ては、組合銀行の資本金及剩餘金の一〇パーセント、總ての同系會社の場合に於ては組合銀行の資本金及剩餘金の二〇パーセント）を超えて斯る債務の引度を爲す事とが出来ない。而して茲で同系會社と謂ふ中には持株會社の形式に於て系統を同ふするものも包含せられることは勿論である。

(2) 新法は國立銀行の貸出利息又は割引日歩に制限を加へた。即ち先づ州法に別段の定あるときは之に據らしめ斯る定なきときは、年七分又は其の地區の聯邦準備銀行の九十日期限商業手形割引日歩の一歩増の内何れか高きものを超過し得ざることとした。

(3) 既に一言したる通り、新法は銀行が證券業務又は證券取引き爲すに對し、實に厳格なる制限乃至禁遏を加へた。即ち國立銀行は證券金融又は投資金融業務を爲すことを禁ぜられた。但し唯通貨監督官が別に定むる制限に従ひ、顧客の爲めに證券（株式は之を含ます）の賣買を済し、又左記の限度内に於ての又自己の計算を以て之を買入ることを許されたのである。

(1) 自己の計算を以て所有する各種の證券の金額は、其種の證券の現存額が一〇〇〇〇〇井を超過する場合に於ては該現存額の一〇パーセント、又は其國立銀行の資本金の五パーセントを超過せざること

(2) 自己の計算を以て所有する各種の金額は、其の拂込済株式資

本金の一五パーセント及其の純剩餘積立金の二五パーセントを超過せざること

(3) 以上に掲げたる(1)及(2)の制限は左のものには適用なきこと。

(a) 合衆國債

(b) 州債又は地方政府債

(c) 聯邦農地貸付法に定めたる権限に基き發行せる債權

(d) 聯邦住宅貸付銀行の債券

(e) 住宅所有者貸付會社の債券

聯邦農地貸付法は、一九三三年の農地信用法第七章に於て改正を加へられたものであつて、農地に對する特融を取扱ふの、聯邦住宅貸付銀行は同銀行法に依り、又住宅所有者貸付會社は一九三三年の住宅所有者貸付法に依り設立せられた住宅所有者に對する特融機關に外ならぬ。

(4) 更に新法は又組合銀行に對して證券會社と資本關係を同じうすることを堅く禁止した。即ち一九三三年の銀行制定の日（一九三三年六月十六日）より一箇年を経過すれば、株式、會社債其他證券の發行、賣出其他公衆に對する提供を営む會社、商會、個人其他之に類似の者と同一系の資本關係に立つことを許さざることとし、若し之に違背する者あるときは一日に付一、〇〇弐を超えざる割合に於て罰金を課することとした。又既に述べた通り公社債、株式を擔

保とする貸付に對しても嚴重なる制限を加へたのである。凡そ斯く嚴重なる制限を加ふるに至つた所以は、一九三三年の金融恐慌の原因の一半を銀行が證券業務を營み又更に之を營む同系會社を設立し、證券の投機的思惑取引を爲し左の點に在ると認め左結果に外ならぬ。此の點に付ては最もルーズベルト現大統領と銀行業者との間に意見の対立を見、後述の如く一九三五年の銀行法改正を廻つて論議の高調を見たのである。又 Private Bankers として證券業と預金の引受け業とを併営せる大金融業者も一年内に其の何れか一を專営する外なきに至つた。

斯くの如く新法が銀行業と證券業とを嚴重に區別し両者の併営を堅く禁止した。此の點に付上記 Hacker 氏著 A Short History of the New Deal は「一箇年以内に組合銀行は其の同系の證券會社と絶縁することになつた。又個人金融業者は投資業務を選擇するか又は

現金業務を選択するかの岐路に立つた。而して是れ前者は預金を取扱ふ銀行が證券発行の取

五四

扱を業とする會社と資本系統を同じうすること能はずるに至つたことを意味し、次の規定は「ゼイ・ピー・モルガン」商會、「クーン・ロード」商會、「ザ・ナショナル・シティ・コンパニー」(ナショナル・シティ銀行の同系會社)の如き大金融業者が、最早同時に證券発行の取扱と大會社の預金取扱とを併営するを許さざるに至つたことを意味したのである」と謂つてゐる。斯くの如くにして「ナショナル・シティ・コムバニー」は独立して「ブラウン・ハリマン・エンド・コムバニー」となり、「キャラティ・コムバニー」(ギャランティ・トラスト・コムバニーの同系會社)は同様に独立して「イー・ピー・スマス・エンド・コムバニー」となつた。スクーン・ロード・エンド・コムバニーは證券業を専営するに至つた。

両斯くの如く Private bankers の業務を二つに分ち、證券業務を専営するものは、一九三三年の證券法及一九三四年の證券取引法に依て取締ることとし、又預金引受を専営するものは州又は合衆國官憲に依て定期の検査を受けしむることとした。而して若し之に

背反する者あれば五〇〇〇ドル迄の罰金及(又は)五年以内の懲役に處せらるるのである。又新法は一九三四年一月一日以降組合銀行の役員が證券會社の役員を兼ねることも堅く禁止した。尚又新法は組合銀行が公社債株式を擔保として貸付を爲し又は證券業を營む銀行以外の者の代理店として取扱を爲すことをも禁示した。

(5) 更に新法は國立銀行の支店の開設に付新規定を設けた。即ち國立銀行は通貨監督官の認可を受け、其の營業所を有する州の法律の定むる所に従ひ支店を開設することを許された。但し其の營業所を有する市、町、村外に支店を開設するには少くとも左記の資本金を有することを要する。

(1) 國立銀行の所在する州の人口が五〇〇〇〇〇以下であつて且つ州内に人口五〇〇〇〇以上の都市を有せざるとときは少く

とも一〇〇,〇〇〇弗の資本金を有すること

(ロ) 國立銀行の所在する州の人口が一,〇〇〇,〇〇〇以下であつ

て且つ州内に人口一〇〇,〇〇〇以上の都市を有せざるとまゝは、少くとも二五〇,〇〇〇弗の資本金を有すること

(ハ) 其他の場合に於ては、少くとも五〇〇,〇〇〇弗の資本金を有すること

有すること

尚各國立銀行及其の全支店の有する總資本金は、如何なる時に於ても、該銀行及其の支店の所在地に於て之と同数の國立銀行を設立するに要する法定の最低總資本金を下ることを得ないこと、した。州立銀行も國立銀行と同一の條件及制限の下に其の支店開設を認められたことは既に述べた通りである。思ふに是れ支店の競設又は濫設を抑止し其の必要と認めらるゝ一定地域に限て基礎強固なる銀行の支店開設を許し、金融の疏通と健全とを計る趣意

に外ならぬ。

(6) 更に又一九三三年の銀行法は左の通り國立銀行の最低資本金を増加した。

(イ) 人口六〇〇〇以下の地域に於ては最低資本金は五〇,〇〇〇弗なること

(ロ) 人口六,〇〇〇以上、五〇,〇〇〇以下の地域に於ては最低資本金は一〇〇,〇〇〇弗なること

(ハ) 人口五〇,〇〇〇以上の地域に於ては最低資本金二,〇〇〇,〇〇〇弗なること

州立銀行も、特別の場合を除き、國立銀行の最低資本金と同額の拂込資本金を有するに非ざれば、聯邦準備銀行の組合銀行たることを許さざることとした。

國立銀行合併の際其の資本金は、其地に於て新に國立銀行を設

立するに要する法定最低資本金を下ることを許さない。思ふに斯くの如く、組合銀行たる國立銀行及州立銀行の最低資本金を増加せるは、是れ申す迄もなく銀行の基礎強化の目的に出でた次第である。

(7) 國立銀行が唯一の受託者として自己株式を所有する場合に於ては、其の株式に付議決権の行使を許さざることとした。但し國立銀行か共同受託者の一人たる場合には此の限りでない。又持株會社が國立銀行の株式を所有し之を支配せる場合に於ては聯邦準備局の許可を得ざる限り、其の持株に付議決権の行使を認められないのである。此の場合聯邦準備局は公益の要求する所に従ひ持株會社に議決権の行使を許すべきか否かを決定するものである。要するに是れ國立銀行株式議決権が不當に行使せらるることを防止する趣旨に外ならぬ

(8) 尚最後に一九三三年の銀行法は、預金利息の制限をした即ち州法に別段の定ある場合を除くの外、要求拂預金に利息を附ることを禁し、且つ定期預金利息は聯邦準備局に於て時々之を定めしむることとした。

一九三三年の銀行法は郵便貯金銀行に付規定を設け、預金者が利息全部付の儘之を引出さんとするは六十日の豫告を必要とし元金のみを引出すには要求拂とした。

#### 四、一九三五年の銀行改正法

(一) 一九三三年の銀行法の大要是以上述べた通りである。然る  
にルーズベルト大統領は更に<sup>フ</sup>銀行制度の健全效果的にして阻礙  
なき運用へを期する爲め昨一九三五年に更に銀行法改正案を議會  
に提出するに至つた。

政府原案は三部分に分れ、第一は聯邦預金保險に関するもの、  
第二は聯邦準備法の改正であり、第三は銀行に関する規定の技術  
的修正に外ならなかつた。而して就中重點たり中軸と爲すものは  
實に聯邦準備制度を擴大強化して「合衆國政府所有の中央銀行」  
制度に化體せしめむとするに在つた。是に於て聯邦準備局を全く  
合衆國政府支配の下に置き、少數の政治家の掌中に、合衆國全體  
の金融に関する完全なる集中的統制権力を收めしむべきか否かと  
謂小問題が、米國國民論議の的となつたことは、私共の記憶に仍ほ

新たなる所である。

六二

紐育のチエイス・ナショナル銀行頭取ウキンスロップ・ダブリュ・オルドリッキ氏は、銀行實際家として又嘗て法律家たりし經驗に立脚して、ルーズベルト大統領の新銀行改正案に反対の意を表明し、一意見書を上院金融通貨委員會の特別委員会まで提出した私は此の意見書中に、上記 *Government-owned Central Bank* 制度に對する反対意見が能く表明せられてゐると思ふ。依て其の要領のみを次に抄出することと致したい。即ち同氏は「此法案（一九三五年の銀行法改正案）は單なる銀行法案のみに非ずして實に金融及通貨に関する法案であり且つ今議會に提出せられてゐるもの、中、最も重要のもの、一と見なければならぬと冒頭して、同法案が聯邦準備制度を根本的に改めむとする點を難じ、諸外國の中央銀行制度を引用して同法案が頗る專壓的なることを指摘し、現行の

制度が地方の自治政府と中央政治力との間に *Balanced Control* を維持し、之に依て運用宜しきを得る所以を力説し故ハキルソン大統領が *Our Banking Laws must mobilize reserves; must not permit the concentration anywhere in a few hands of the monetary resources of the Country* 云々と謂へるを引用して、少數者の掌中に金融統制上の集中せる權力を與ふべきものに非ざることを強く主張し、緊急の必要に應ぜむが為め附與せられたる權能を平常の場合に行使せむとするは當を得ざるものとして、聯邦準備法の改正に反対し之を次の如く結んだのであつた。

*In the recommendations I have made in the course of my discussion of the several sections of the bill I have attempted to remove the hazards to business and the public welfare which the bill contains, and to preserve those features which promote the efficiency of the Federal Reserve*

*System for both ordinary and emergency action.*

一九三五年の銀行法案は下院に於ては文句其他に若干の修正を加へた上、一九三五年五月十日政府案たる *Government-owned Central Bank system* の通過を見たけれども、上院に於ては之に對する削除修正説が勝を獲、同年七月二十六日迄 *Government-owned Central Bank* に関する規定を削除し之を可決したのであつた。同年七月二十七日の倫敦タイムズ紙は其際上院に於ては出席者六十九名の中、政府案を支持せるものは僅かに十名に過ぎなかつたと報じたのである。又上院に於ては右修正の際、銀行に一定範囲の證券業務の取扱を再認すべきであるとの説が有力となり、之を可決せられたのであつた。此の際政府と上院との間には、銀行法改正を廻つて顯著なる意見対立を見た。又上下両院に於ても同様の対立を見た。

斯くの如く一九三五年の銀行法案は *Government-owned Central Bank*

*system* の問題に付意見の対立を見たから、茲に上下両院の協議會に於て之れが妥協に付折衝を重ねることとなり、遂に一九三五年八月十九日に該妥協が成立し、*Government-owned Central Bank* は削除に確定を見、他方銀行に於て一定範囲の證券業の取扱を再認することも亦之を削除することに確定した。斯の如くして同月二十三日大統領は新銀行法案に署名し、茲に政府の主張は貫徹を見ざる儘一九三五年の銀行法の制度を見るに至つた。

一九三五年の銀行法は既に一言した通り、(1)聯邦預金保険(2)聯邦準備法の改正及(3)銀行法の技術的改正より成る。以下其の大要に付説明を試みて置く。

(三)一九三五年の新銀行法は第一に聯邦預金保険制度に付詳細なる規定を設けた。而して其の目的とする所は既述一九三三年の銀行法の創定せる同制度の恒久化及強大化に外ならぬ。一九三三

年以來の経験に鑑み、其の不備を補ひ之を恒久制度たらしめたものに外ならぬ。

新法は先づ恒久的施設として聯邦預金保険會社の設立を為す旨を明かにして、其の業務執行機關として取締役會を設け取締役三名の内一名は通貨監督官をして之に當らしめ、他の二名は大統領の選任に依らしむること、し、通貨監督官が取締役會長となることとした。此の點に付ては一九三三年の銀行法と同一趣旨であつて特に述べるべき點はない。次に新法は、被保險銀行の意義及範圍、被保險預金の意義及範圍をも包含すること勿論である並に休業銀行の預金にして新銀行又は他の被保險銀行に引継がれたるもの等の意義を明瞭にしたる後、更に聯邦預金保険會社の資本構成に付、既述一九三三年の銀行法と大體同一趣旨の規定を設けた。但し聯邦準備銀行の引受に係る既述B種株式は配當請求権かない

許りでなく、議決権をも有せざることとなつた。

又新法は被保險銀行の擴大に努めた。即ち新法制定の日迄に営業の免許を得たる國立銀行及州立銀行にして組合銀行たるものは何れも何等申請又は認可を要せずして當然被保險銀行たるべきものとし、更に新法制定後営業を開始せる國立銀行、國立組合銀行に轉せる州立銀行並に組合銀行となりたる州立銀行は、営業開始の時、國立銀行に轉せる時、又は組合銀行となりたる時から夫々聯邦預金保険會社の被保險銀行となることとした。又組合銀行たるごく銀行にして、一九三五年六月三十日若は、其の後前述假聯邦預金保険基金、若は後述の相互基金の被保險銀行となりたるものは、是れ亦別段の手續を要せずして、當然聯邦預金保険會社の被保險銀行となることとした。但し斯る假聯邦預金保険基金若は相互基金に加入せると、之れが基金の醸出其他を怠りたる銀行は

一九三五年八月三十日以後、聯邦預金保險會社の被保險銀行たる資格を失ふものとし、尚斯る基金に加入せらるも、新銀行法制定の日前に永久的に銀行業を廃止したる銀行は是れ亦、聯邦預金保險會社の被保險銀行たる資格を失ふものとせられた力であつた。更に又國立銀行にして未だ組合銀行たらざるものも一定の手續きに従ひ申請を為すして未だ組合銀行にして未だ組合銀行たらざるものも一定の手續きに従ひ申請を為すときは、聯邦預金保險會社の被保險銀行となることが出來た。斯の如く新法は、聯邦預金保險會社の被保險銀行となることか出來た。斯時に、一時的性質を有する假聯邦預金保險基金等の加入銀行をして恒久的に上記被保險銀行たらしめたるものに外ならぬ。

一九三三年の銀行法がA種株主たる被保險銀行の追加拂込に付規定を設けたるは既に説明せる通りなるも、更に新法は被保險銀行の年々の拂込の割合を一定の預金額に對し十二分の一パーセント

と為し、半年毎に之れが拂込を為さしむることとした。而して斯る計算の基礎となるべき預金額算定の為めに各被保險銀行は、毎年一月六月三十日及十二月三十日に終る半年間の報告書を、毎年一月十五日及七月十五日迄に夫々聯邦預金保險會社に提出することを要することとした。若し被保險銀行にして半年毎に右の拂込を為さざるものあるときは、聯邦預金保險會社は斯る銀行並に其の役員に對し訴訟として之れが拂込を強要することを許された。

更に新法は又國立及州立の組合銀行を除く外、總ての被保險銀行に對し之を為すことを許した。尤も斯る豫告は單に聯邦預金保險會社に對して之を為すことを許するのみならず、前記(FCC Recommendation Finance Corporation)が該銀行の社債優先株其他を所有し若是擔保として之を受入れる場合に於ては、RFCに對して斯る豫告を

為さねばならぬ。

更に新法は又被保險銀行若は其の役員が其の業務を為すに付、不安全若は不健全なる取扱を為すときは、聯邦預金保險會社は一定の手續に依り之れか被保險銀行たる資格を剝奪し、尚ほ被保險銀行たる旨を公告若は公示することを得ざらしめ得ることとした。更に又斯の如く被保險銀行たる資格を得ざらしめ得ることとした。該銀行が國立組合銀行なるときは通貨監督官は之に對し所謂シーバー・セ選任して之れが管理に當らしめ、該銀行が州立組合銀行なるときは、聯邦準備局は之に對して組合銀行たる資格をも剝奪することとした。尚又逆に被保險銀行が組合銀行たる資格を失ふことを定めた。又一被保險銀行の預金債務が、他の被保險銀行に依て引継がれた場合に於ては、其の一被保險銀行は止めた場合に於ては、當然之を止めたる日に被保險銀行たる資格をも失ふことと定めた。

之れが引継を證する書面を聯邦預金保險會社に提出し、同會社が之を充分と認め受理したる日に、被保險銀行たる資格を失ふ。但し此の場合に於ては一定の期間内に其の旨を預金者に通告しなければならぬ。

被保險銀行が其の資格を喪失せる場合に於て、喪失の日以前に受け入れたる被保險預金は原則として喪失の日より二年間仍ほ有効に保険せらるるものであつて、該銀行は又其の二年間聯邦預金保險會社に對し拂込其他の義務を負ふものである。

更に新法は又聯邦預金保險會社の一般權能の外、其の取締役に於て各般の施行細則其他の規程を定め、被保險銀行の業務並に被保險銀行より提出せる報告書其他の書類を検査し、被保險銀行のコレシー・バーに還仕せられ、其他新銀行法に定ひる所を實行するに付必要な一切の行為を為す權能を附與した。

更に新法は又聯邦預金保険會社の取締役會が其の業務を執行す

る方法に付各種の規定を設けた。即ち取締役會は公明、公平に其の業務を執行し、偏頗の取扱を爲すことを許さぬ。

取締役會は必要と認むるときは検査人を選任し、之をして被保険銀行たる州立非組合銀行、被保険銀行たるもしくは州立非組合銀行、並に休業せる被保険銀行の検査を爲さしむることが出来る。尚ほ斯る検査人は通貨監督官の承諾あるときは各國立組合銀行、各コロンビヤ區立銀行を、又聯邦準備局の承諾あるときは各州立組合銀行を検査することを許される。

取締役會は更に預金支拂請求に対する調査人を選任し、各被保險預金及休業銀行の預金にして他の銀行に引継がれたるシの、取調を繕さしむることが出来う。取締役會は必要と認むるときは何時にこも被保険銀行たる各州立組合銀行に對し其の業態の報告を爲

すことを命じ、又通貨監督官、聯邦準備銀行其他が國立銀行、コロンビヤ區立銀行、州立組合銀行其他に付爲したる報告書閲覧し、又之に自己の取調検査を報告することを許される。

斯くの如く聯邦預金保険制度の恒久化に伴ひ、聯邦預金保険會社の取締役會の權能も示恒久化せられたのである。更に新法は、又假聯邦預金保険基金の恒久化に付規定を設けた。即ち斯る基金は之を恒久保険基金に統一し、之に聯邦預金保険會社に於て保管し、預金保険の目的に使用することとした。夫れから改めて聯邦預金保険會社は相互貯蓄銀行及該預金者の方に別口の相互基金を制定することを許されたへ一預金者に對する預金保険最高額は五、〇〇〇弗に止めた。既に述べた通り一九三三年の銀行法は一九三三年の金融

更に新法は、被保険銀行が休業した場合の整理に付詳細なる規定を設けた。

既に述べた通り一九三三年の銀行法は一九三三年の金融

恐慌に因り休業せる銀行の整理に付暫定的應急的規定を設けたの

七四

であつた。今回の新法は斯る暫定的應急的規定の恒久化並に一般化を為したるものに外ならぬ。即ち次に其の大要を示す。

先づ被保險銀行たる國立銀行、又はコロンビヤ區立銀行が預金支拂不能の為めに聯邦預金保險會社の取締役會又は通貨監督官に依り休業を余せられたる場合に於ては、通貨監督官は直に聯邦預金保險會社を該休業銀行の「レシーバー」に選任することを要する。而して斯の如く聯邦預金保險銀行が休業銀行の「レシーバー」を選任せらるときは、支拂不能に陥りたる國立銀行に對する「レシーバー」と同一の權能及權利を有するものであつて、今其の主なる任務として為すべき所は左の通りである。

(1) 休業銀行の資産在其の狀況に從ひ適當に換價すること

(2) 休業銀行の株主及取締役に對し其の債務及責任の履行を強

### 要すること

(3) 法定の手續に従ひ休業銀行の業務を清算すること

聯邦預金保險會社が休業銀行の資産を換價し、又は株主及取締役に對して債務及責任の履行を強要し得たる現金は、先づ自己か被保險預金を代位辨済したる金額の辨済に控除充當し、且つ殘餘を預金者其他の債權者に其の金額に應じ分配することを要する。次に被保險銀行たる州立銀行が預金支拂不能の為めに、聯邦預金保險會社の取締役會又は州の監督官廳に依り休業を余せられたる場合に於ては、該監督官廳は州法の定むる所に従ひ直に聯邦預金保險會社を該州立銀行の「レシーバー」に選任することを要し、此の場合に於ては聯邦預金保險會社は州立銀行に對する「レシーバー」と同一の權能及權利を有し、上記國立銀行休業の場合の資産を換價し、株主其他より拂込を徵し得たる現金を以て、先づ自

己が代位辨済したる金額の辨済に充當し、且つ残餘を預金者に對し其の金額に應じて分配することを要する。

聯邦預金保險會社が、被保險預金を代位弁済し若は休業銀行の資産を換算し得たる現金等を以て被保險預金を支拂ふに當ては、預金者又り其の預金證書其他の證據書類を提出せしめ、且つ債權額の決定困難なる場合に於ては、之れか支拂む為すに先ち管轄裁判所の判決を求めるこども出來る。又被保險預金を支拂ふに當り該預金者の承諾あるときは之を後述の新設銀行、若は他の被保險銀行の預金に振替へることも出来る。而して斯く振替へた場合に於ては其の限度に於て被保險預金は支拂はれたものとして取扱はれたることは申す迄もない。

聯邦預金保險會社が被保險預金を代位辨済し、之れが求償の範圍に於て預金者に代位し其の権利を行ふに付ては之を國立銀行又

はコロンビヤ區立銀行の場合と、其他の銀行の場合とに分ちて考へねばならぬ。即ち前者の場合に於ては、代位辨済を為すに因り其の支拂ひたる金額の限度に於て直に預金者に代位し、其の債權を行ふことが出来る。之に反して國立銀行はコロンビヤ區立銀行以外の銀行の場合に於ては、聯邦預金保險會社は、預金者に對し代位辨済を為すに先ち、刑法の明文の定むる所の監督官廳の許可、預金者に於て債權讓渡の意思を表明すること、其他適當なる方法に依り、代位の効力発生に関する手續を完全に履認することを要する。

既述の如く被保險預金の金額は一人の預金者に對し最高限度を定めておるから、聯邦預金保險會社が休業銀行の預金者に對し代位辨済する預金額は、預金總額の一部に止まることが多い。此の場合に於ては聯邦預金保險會社は其の辨済したる金額に應じ、債權

者たる預金者と共に其の権利を行ひ得るもの、即ち先づ聯邦預金保険會社が代位辨済額の辨済を受け、更に預金者が預金の未保険部分に付一般州法の定むる所に従つて、其の殘餘金額より分配を受けること、なる。

更に新法は又、休業せる被保険銀行の業務を承継せしむる為め新銀行を設立するに付規定を設けた。之れも一九三三年の銀行法が、前述一九三三年の金融恐慌に因り休業せる銀行を整理する為に設けた規定を恒久化したものに外ならぬ。即ち被保険銀行が休業した場合に於て、聯邦預金保険會社が預金者の利益、公衆上適當なりと認むるときは、新に國立銀行を設立し、之をして休業銀行の被保険預金債務を引受けしむるものであつて、新銀行は休業銀行と同一地に其の営業所を選定することを要する。而して新銀行の基本及通常定款は、聯邦預金保険會社の指名する代表者に於

て之を作成することを要する。然しながら新株式は未だ聯邦預金保険會社に於て之を拂込むことを要せぬ。又新銀行には未だ業務を執行する機関として取締役會を設くる必要がない。其の業務は聯邦預金保険會社の取締役會に於て取敢へず選任する執行役員が同會社の指揮に従ひ之を執行すれば足るのである。新國立銀行設立に付其の他の點に於ては一般の例に據る。

新國立銀行は聯邦預金保険會社の承認を得たるときは、新規預金受入の取扱を為すこと出来る。但し其の預金は要求拂の預金に限り且つ原則として一預金者に付五〇〇〇弗以上の預金を受入れることを許さない。新國立銀行は何等の手續を要せずして聯邦預金保険會社の被保険銀行たる資格を附與せられ、聯邦準備銀行に組合銀行たるに必要な法定準備金を預け置かねばならぬ。但し一般の國立銀行と異り、聯邦準備銀行の株式引受けの義務は之

を免除せられる。新銀行の資金は現金の儘之を保管するか、合衆國債、合衆國政府の保證する債券に投資するか又は聯邦預金保險會社、聯邦準備銀行若くは他の被保險銀行へ保険により確保せらる範圍に於て)に預入れ置くを要すること、一九三三年の銀行法の趣旨と同じ。新銀行は通貨監督官の許可を得るに非ざれば、未だ一般の銀行業を営むことを得ない。尚新銀行の免許、取得動産及不動産、並に收入利益に對しては、中央及地方諸税の賦課を免ぜらる。

更に聯邦預金保險會社は、新銀行の設立と同時に、之に對し休業銀行の被保險預金及新銀行經營費に相当する金額を融通し、速に各預金者に支拂ふべき金額を決定し、預金者の承諾あるものに對しては其の預金を新銀行に引継かしめ、然らざるものに對しては現金を以て之を支拂はしめる。

更に聯邦預金保險會社は、其の取締役會に於て適當と認むるときは、右新銀行の株式を公衆に賣出することを要する。而してその賣出の條件は、右取締役會に於て之を決定するのである。新銀行法は此の場合に賣出の條件を決定するに當り、新銀行の業務執行を健全なる基礎に置き得るやうに注意を促してある。尚ほ休業銀行の株主は新銀行の株式引受に對しては優先権を與へられた。斯くの如くして、充分なる数量の株式が引受けられ且つ之に對して現金の拂込を完了したときは、通貨監督官は新銀行が國立銀行として一般業務を開始するに必要な範圍に於て、基本及通常定款の変更を余じ、新株主をして取締役を選任せしめ、斯る手續を完全に履蹟するとときは初めて通貨監督官は新銀行が國立銀行として営業を開始することを認可する。即ち茲に至て休業銀行の業務は新國立銀行に依り引継がれた譯であつて、然る上休業銀行自體の

清算を為せば足る次第である。

八二

然し乍ら新銀行の株式を賣出するに至らざるとき、又は之を賣出したるも之に對する現金の拂込が完了せざるとときは、聯邦預金保險會社の取締役會は、新銀行の業務を他の被保險銀行に譲渡し、新銀行の資産を之に引継がしむると同時に、新銀行の預金債務をも之をして引受けさせしめ、新銀行は休業銀行と共に之を清算して休業銀行の整理を完了することが出来る。又上述の如く新銀行を設立するも其の設立より二年間に之れが株式を賣出することが出来ず、又新銀行の業務を他の被保險銀行に譲渡することも出来ないときは、通貨監督官に其の旨を通知し、新銀行を其の儘休業銀行と共に清算し、新銀行の債務を自ら引受け、又新銀行の資産を自ら引取つて先に角休業銀行の整理を完了することを要する。而して是れ整

理が最も不利に終つた場合と謂はねばならぬ。

更に新銀行法は又、聯邦預金保險會社に對し「レシートペー」として種々の特典を附與した。即ち一般「レシートペー」の如き保證金を差入れる要がない。休業銀行の整理に要する費用、並に報酬は「レシートペー」として整理の為めに收受せる資金の中から控除することを得、又通貨監督官が適當と認むるときは、特に所定手續の履歴を免せらるることもある。休業銀行の預金者が同時に休業銀行の株主なるときは、預金と株主としての拂込金とを相殺することも出来る。

更に聯邦預金保險會社が少くとも三箇月の豫告を與へたるも、預金者が拾八箇月内に被保險預金の支拂又は新銀行若は他の被保險銀行へ預金の引受け請求せざるとときは、該預金者は整理から除外せられる。而して聯邦預金保險會社は之を除外して整理を進め

ることが出来る。聯邦預金保険會社は自ら休業銀行に資金を融通し、且つ其の擔保として休業銀行の資産を提供せしめ、若は自ら其の資産を買取ることも出来る。

更に新銀行法は又聯邦預金保険會社に對し、其の拂込資本金及一九三六年度の被保険銀行拂込金の三倍に相当する社債又は之に類するもの、發行を認めた次第であつて、之を一九三三年の銀行法と比較すると、一九三六年度の被保険銀行拂込金の三倍に相当する金額丈發行限度が擴大せられたこと、なる。此の種の社債は利息附にして會社の選擇に因り期限前と雖も、何時にも之を償還することも出来、會社は又之が擔保として其の資産を差入れることが出来る。尚又會社は割引の方法に依り短期社債を發行することも出来る。但し此の場合に於ては利息を附しない。大藏長官が必要と認めるときは、國庫に於て右社債を買受け貰ふことも

出来る。又之に於て右社債を引受け餘裕なきときは、國庫に於て之れが引受けを求むることが出来、尚ほ聯邦預金保険會社が更に資本を必要とする場合には、二五〇、〇〇〇、〇〇〇弗を超える範圍に於て、社債の追加引受を國庫に求むることも出来る。聯邦預金保険會社の社債に對しては中央及地方の諸税を免除せられる。聯邦預金保険會社の社債を偽造したる者に對しては一定の制裁を課せられる。

聯邦預金保険會社は毎年一月一日、遲滞なく其の發行に係る社債の明細に付報告書を合衆國議會に提出することを要する。

尚ほ新法は聯邦預金保険會社に對し、其の餘裕を生じたる貸金を合衆國債、合衆國に於て保證する債券にすることを命じ、唯短期資金のみは之を聯邦準備銀行若は國庫に預け入れて置けば足ることとした。

更に新銀行法は、又各被保険銀行に對し、其の営業所に夫々被保険銀行たることを表示すべきことを余じ、毎年被保険銀行として拂込むべき金額の拂込を遲滞せるものに對しては、其の遲滞の止む迄株式配当若は社債利息へ該利息か銀行の純利益中より支拂るべき旨の特約ある場合の支拂を禁止し、聯邦預金保険會社の承諾を得るに非ざれば、被保険銀行が非組合銀行と合併すると、非被保険銀行の預金を引受くること、被保険銀行たる非組合州立銀行が其普通若は優先株式又は社債を銷却すること、並に被保険銀行たる非組合州立銀行が新に支店を開設し、若は既に設置せる支店を移轉することを禁止し、更に被保険銀行に對し其の内容改善に付、聯邦預金保険會社より警告を受けたときは之に従ひて内容を改善し、其他聯邦預金保険會社の指揮に従ふことをも命じたのである。

尚ほ最後に新銀行法は、上述聯邦預金保険制度に關する規定に違反したものに對し制裁を加へ、又一定の州立銀行其他に對する經過規定をも設けたのである。

之を要するに、一九三五年の新銀行法中、聯邦保險に關する規定は、上述の如く一九三三年の銀行法に定めたる同暫定期度を本格的恒久的制度と為し、被保険銀行の範圍を擴大し、聯邦準備制度と相關聯して各種銀行の健全淨化並に寛に強大なる其の統制を期したものと謂はねばならぬ。而して該制度中には種々の新しき試験含み、銀行制度並に金融行政上注目すべき點、私共に於ても更に考究を試むべき點が甚くな。

(三) 既に一言した通り、一九三五年の新銀行法は第二に聯邦準備法に改正を加へた。曩に述べた通り一九三五年の銀行改正を廻る中心問題は、實に聯邦準備制度の改正に在つた。而してルーズ

ベルト大統領が全米國の金融機關を、少數の政治家の指導する強大なる統制下に置かむとする所謂 *Government-owned Central Bank system* が實現するに至らなかつたことも既に述べた通りである。

新銀行法は先づ聯邦準備銀行役員の選任に付若干の改正を加へ、且つ州立銀行が準備銀行の組合銀行となるに付其の手續を簡單にして、制限を緩和したる上へ例へば資本金額の制限を特に引下ぐ。聯邦準備制度の中央統制機關たる聯邦準備局の構成其他に付次の如き變更を加へた。

新銀行法は、聯邦準備局の名稱 *federal Reserve Board to Board of Governors of the federal Reserve System & Governor of the federal Reserve Board* を *Chairman* へ、*Vice Governor* を *Vice Chairman* に改め、聯邦準備局の構成員九名を減じて七名となし。一九三三年の改正に依り、聯邦準備局は當然の構成員たる大藏長官（一九三三年 <sup>之を加ふ</sup>）及通貨監督官各一名の外、各聯邦準備區より選出に係る五名の構成員、並に大統領の指名に係る二名の構成員通計九名に依て構成せらるることとなつた。然るに一九三五年の新銀行法は之を七名に減じ、何れも大統領の指名に因りて選任することに改めた。從て大藏長官及通貨監督官は一九三六年二月一日後は當然聯邦準備局の構成員たるを得ざるに至つた譯である。其の他の現構成員も一應同日迄の任期とした。而して今後新に構成員を選任するに付ては、一聯邦準備區から一名以上の構成員を指名すること得ざることとし、且つ大統領は金融、農業、工業及商業上の利益を公平に代表し、全國の地理的區域に適當の考慮を拂ふことを要する旨を明にした。

思ふに今回大藏長官及通貨監督官の當然の構成員たることを廢止したるは、是れ小牧政治家が全國金融機關に對する強大なる統制権力を掌握することを以て、却て危険にして聯邦準備制度を設

けたる本來の目的に適合せざるものと爲す上院の主張が貫徹した所であると謂はれる。ルーズベルト大統領が一九三三年折角加へられたる権限を、平常の場合にも仍ほ行使せしむるは、却て當を缺くと思惟せられた結果である。近時歐米諸國に於て國際金融の異常状態、國內財政及經濟の必要其他から、金融機関に對する中央統制が著しく強化せられ、甚だしきに至つては斯る中央統制権力が少うざる次第であつて、英佛の如き國に於てすら、勿論實現を見ることなしと雖も、一部の人間には英蘭銀行其他英國銀行の國營論（労働党）、又は佛蘭西銀行の國營論（社會黨）を唱ふる者も存する有様である。米國に於ても今田の銀行法に依り聯邦準備制度

度に改革を加へたことは、矢張同様の傾向に立つものと見ることを得べく、而かも全米國の金融機關に對する統制権力が頗る中央に集中せられ、強化せられつゝも、斯く之れが極端に強化集中せられて少數政治家の掌中に歸するは、却て弊を伴ひ當を得ずと爲し、ルーズベルト大統領の主張が遂に貫徹を見ざりしことは頗る注目すべき所である。

斯くの如く聯邦準備局の構成員の中より大藏長官及通貨監督官を除外せるも、新銀行法は七名の構成員全部を大統領の指名に係らしめたる事實を掲示し、之に依り少數の政治家の掌中に聯邦準備局を通じての統制権力を收め得るものであつて、ルーズベルト大統領のGovernment-owned Central Bank systemの精神は、斯る形態に於て實徵せられをるものと諭する者もある。然し乍ら思ふに之と聯邦準備局構成員の中より大藏長官、及通貨監督

官を除外せるとは著しく性質及事情を異にするものであつて、斯く断すれば必ずしも當を得たものと爲すことが出來ぬ。

更に新銀行法は、聯邦準備局構成員の任期を十二年（一九三三）<sup>年改む</sup>を更に延長して十四年と爲した。聯邦準備局の構成員は其の任期中は勿論のこと、退仕後と雖も仍ほ二年間は組合銀行の役員其他の地位に就くことを許さぬ。

聯邦準備局の構成員の中、一名の議長と一名の副議長を置くことは既に一言した通りである。而して議長及副議長は共に大統領の指名に依り其の任期は四年である。議長は聯邦準備局の事務を統べ議事を指揮し、議長不在の場合は副議長が之に當り、議長及副議長共に不在の場合は、他の構成員の中より一時的議長を選任する。

更に新銀行法は Federal Open Market Committee の制度を強化。

恒久化した。元來、一九三三年の金融恐慌前に於ても各聯邦準備銀行は隨時會合し、市場操作其他に付協議を爲すを常としたりと雖も、未だ制度として常置せらるるに至らなかつた。然るに一九三三年の銀行法は、同年の金融恐慌の對策の一として不取敢制定的に之を一の制度と爲したものであつて、更に今回の新法は斯る制定的制度を本格的のものと爲したものに外ならぬ。新法の認められた Federal Open Market Committee は、上記聯邦準備局構成員（七名）並に五名の聯邦準備銀行代表者より成る。五名の聯邦準備銀行の代表者は左の方法に依り選任せられる。

(1) ボストン及紐育の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

(2) 費府及クリーブランドの聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

(3) 市俄古及聖路易の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

(4) リッチモンド、アトランタ及ダニスの聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

(5) ミネアポリス、カンサス市、及桑港の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

即ち右委員會は一九三三年の銀行法に依るものと異なり、聯邦準備局構成員を以て當然Federal Open Market Committeeの委員を兼ねしめ、兩者の接近聯絡を計り運用を圓滑なうしめた。

Federal Open Market Committeeは華府に於て毎年少くとも四回之を開催し、聯邦準備局議長之を招集する。又委員三名の要求あるときは何時にてか之を招集すること要する。各聯邦準備銀行はFederal Open Market Committeeの指揮に従ひ、市場操作に協力することを

要し、斯る市場操作を爲す爲めに合衆國債、合衆國の保證に係る債券を其期限に拘らず買入れ、又之を賣渡す。但し斯る買入及賣渡は必ず之を公市場に於て爲すること要する。尚聯邦準備局は同局及Federal Open Market Committeeの議事決定其他の事務に付記録を作成し、之を備置くことを要する。

以上の外新銀行法は、聯邦準備銀行の組合銀行に対する短期資金の融通（手形割引の方針に依るものであつて、期限は四月以内、利息は二分の一パーセント以内、必要に應じ擔保を附する）、國立銀行の不動産抵當貸付（不動産は農地、住宅地、事務所敷地に限り、其の上に約定せる一番抵當権を以て擔保とし、其の貸付金は斯る不動産の評價格の五〇パーセント以内とし、期限は五年以内とする。但し貸付金が十年以内に減債基金に因り、元金の四〇パーセントに相當する濟崩辨濟を爲す場合には、擔保物の評價格の

六〇パーセント迄貸出すことを許され、且つ其の期限も十年迄延長することが出来る。但し不動産貸付總額に於て國立銀行の拂込資本金及剩餘金、又は其の定期及貯蓄預金の六〇パーセントを超ゆるを得ない。並に通貨監督官の選任及任期等に付ても規定を新にする所があつた。

一九三五年の新銀行法が聯邦準備制度に改正を加へたる點は大體上述の通りである。

(四) 最後に一九三五年の新銀行法は、銀行法の技術的(字句其他)改正を行つた。是れ最近に於ける頻々たる銀行法の改正に因り法句の上に於て統一及聯絡を缺きたる點、其他を整理統一大きるに過ぎざるものであつて、茲に特に取立て、述ぶべきものはない。

## 五 結 論

之を要するに米國に於ける最近の銀行法改正は、既に屢述した通り預金者の利益、即ち公衆の利益擁護の著しき強調、健全銀行制度の樹立を目標したものであつて、最初は一九三三年の金融恐慌に対する安定策として、非常應急的、暫定的形式に於て制定を見、之れが一九三五年の新銀行法に至て斯る非常應急的、制定的形式より常時的恒久的形式に發展の過程を辿りつ、あるものと謂はねばならぬ。而して公衆の利益擁護の著しき強調、之水が爲めに健全銀行制度の樹立が、法制をして銀行其他の金融機關に對する中央政府の統制的支配的權限を著しく擴大せしめ、之水が爲めに從來法制の根柢を爲してをつた地方自治の精神とは相當の距離を有つに至つたことは争ふべからずの事実である。

更に右銀行法の改正は先づ一九三三年の金融恐慌を安定せしめ、

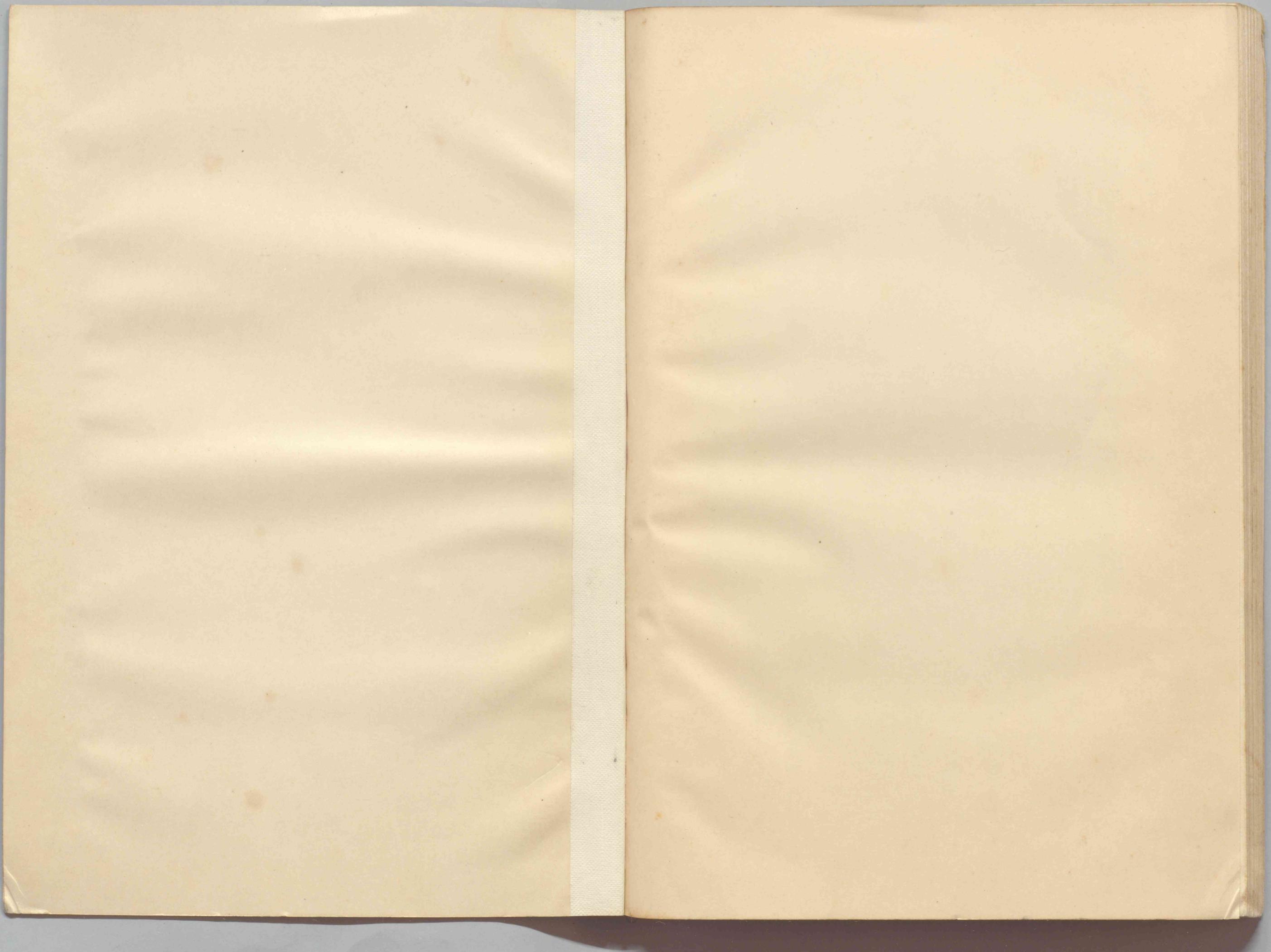
休業銀行を整理し、進んでは銀行其他金融機關の健全化、米國金融の統制に付勘からなる效果を收めつゝあり、又收め得た。之は何人か疑はざる所であらう。然し乍ら、全國銀行其他金融機關に対する中央政府の統制的支配的權限を高度に擴大し、所謂 Government-owned Central Bank Systemを確立するに付ては、他方に於て大なる反對が起つた。即ち全國金融機関に對する高度の統制的權限を、中央政府の少數政治家の手に委ゆるは、米國の傳統たる地方自治の精神に痛く背き、却て金融の圓満なる疏通を阻害し、公衆の福祉を増進する所以に非ずとの主張が唱道せらるゝに至つたことより亦大きな事実である。

思ふに最近に於ける米國銀行法の改正は、今仍ほ進展の過程に在るものであつて、勿論完成一段落を見な譯ではない。而して之水が一段落を附せる迄には仍ほ時日を要し、其の間、右述の相對

立せら二つの主張が如何なる結着を見せるかは、今秋に行はるべき大統領の選舉、其の結果に因る政策変更の有無等を廻つて極めて興味あり、又私共の大いに注目すべき問題であると謂はねはならぬ。(完)

(本文は昭和十一年六月銀行研究所戴法宇博士栗栖赳夫氏の所説である)





甲

群馬県立図書館



0706408-2